

指定計画相談支援重要事項説明書
＜令和6年4月1日現在＞

当事業所は岐阜市の指定を受けています。
(第2130102201号)

※当事業所は、ご契約者に対して指定計画相談支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。
なお、当サービスのご利用は、障害福祉サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	- 2 -
2. 事業所の概要	- 2 -
3. 事業実施地域	- 2 -
4. 営業日・時間	- 2 -
5. 職員の体制	- 3 -
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	- 3 -
7. サービスの利用に関する留意事項	- 5 -
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について	- 5 -
9. 個人情報の取り扱いについて	- 5 -
10. サービスに関する苦情・事故等の対応について	- 7 -

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
所在地	岐阜市都通2丁目2番地 岐阜市民福祉活動センター内
電話番号	255-5511
代表者氏名	会長 神 田 定 夫
設立年月	昭和33年1月（昭和42年3月法人化）

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所
事業の目的	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、適正な計画相談支援を提供することを目的とする。
事業所の名称	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
事業所の所在地	岐阜市茜部菱野1丁目75番地2 岐阜市南保健センター内2階
電話番号	277-8680
管理者氏名	高木 まゆみ
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none">・利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉サービス等が多様な事業者から総合的に提供されるように配慮して行う。・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公正中立なサービスの提供に努める。・市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
開設年月	平成26年4月1日

3. 事業実施地域

岐阜市内全域

4. 営業日・時間

平日	午前8時45分から午後5時30分
休業日	土・日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

5. 職員の体制

管理者	1名（常勤職員 相談支援専門員兼務）
相談支援専門員	2名（内、1名は管理者兼務）

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

(2) サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

サービスおよび加算の名称	基本単位数	サービス利用料金
サービス利用支援費 I	1, 572 単位	16, 285 円
継続サービス利用支援費 I	1, 308 単位	13, 550 円
初回加算	300 単位	3, 108 円
利用者負担上限額管理加算	150 単位	1, 554 円

※サービス利用支援費は基本単位数に地域区分別単価（10.36 円）を乗じた額となります。

※介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に、同一の者が障害福祉サービス等利用計画を作成する場合は給付費額が変わります。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員にいてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) 虐待の防止

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ岐阜市へ報告するものとします。又、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じます。

(3) 感染や災害への対策

事業所は、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。

(4) ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。それとともに、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、岐阜市社会福祉協議会情報公開規定に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

9. 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が障害者総合支援法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき障害福祉サービス等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容(例示)

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

② その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

10. サービスに関する苦情・事故等の対応について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

(フリーダイヤル) 0120-294-786

事業所 277-8680

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:45～17:30

(土日祝日、12月29日から1月3日を除く)

○苦情の解決に社会性・客観性を確保するため第三者委員を設置しております。

(1) 氏名 長屋 克仁(岐阜市民生委員・児童委員)

(2) 氏名 白木 美悠紀(岐阜市赤十字奉仕団)

(2) 事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、関係機関に報告することとします。

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者、サービス提供責任者へ連絡いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜市役所 障がい福祉課 TEL 265-4141 (岐阜市役所代表)

FAX 265-7613

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:45～17:30

(土日祝日、12月29日から1月3日を除く)

岐阜県運営適正化委員会(岐阜県社会福祉協議会内)

TEL 278-5136

FAX 278-5137

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(土日祝日、12月29日から1月3日を除く)

令和 年 月 日

指定計画相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

説明者 職 名 相談支援専門員 氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援の提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

扶養義務者及び家族代表者

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との続柄) _____

※この重要事項説明書は、障害者総合支援法に基づき、利用申込者又はその家族への説明のために作成したものです。